

改正薬事法の概要

《卸売販売業》

(1) 変更の届出

卸売販売業者は、次の①から⑦までに掲げる事項を変更したときは、30日以内に、変更届を、その営業所の所在地の都道府県知事に提出しなければならないこと。

- ① 卸売販売業者の氏名（卸売販売業者が法人であるときは、その業務を行う役員の氏名を含む。）又は住所
- ② 営業所の名称
- ③ 営業所の構造設備の主要部分
- ④ 相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先
- ⑤ 営業所管理者の氏名又は住所
- ⑥ 放射性医薬品を取り扱うときは、その放射性医薬品の種類
- ⑦ 当該営業所において併せ行う卸売販売業以外の医薬品の販売業その他の業務の種類

(2) 遵守事項

卸売販売業者が遵守すべき事項として新たに、次のア及びイの事項を定めたこと。

ア

卸売販売業者は、店舗販売業者に対し、要指導医薬品及び一般用医薬品以外の医薬品を販売・授与してはならないこと。

イ

卸売販売業者は、配置販売業者に対し、一般用医薬品以外の医薬品を販売・授与してはならないこと。

(3) 卸売販売業に関する経過措置

既存の卸売販売業者は、最初の更新の申請をするときは、その申請書に、相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先を記載した書類を添付しなければならないこと。